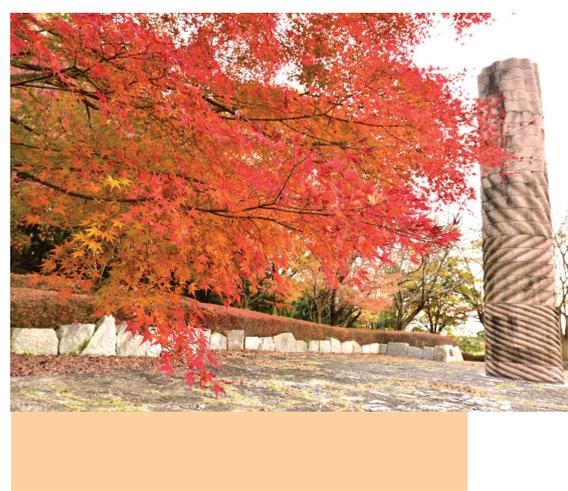
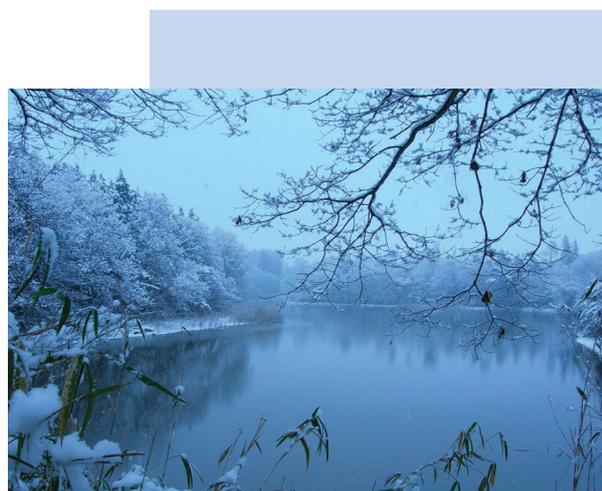
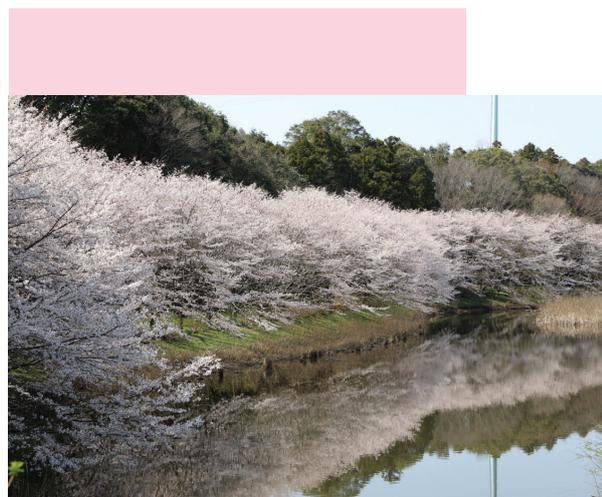


龍ヶ崎市緑のまちづくりプラン

第2次緑の基本計画 (概要版)



2023(令和5)年3月

龍ヶ崎市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画対象	2
4 見直しの視点	2
第2章 龍ヶ崎市の緑の現状と課題	3
1 本市の緑の現況	3
2 市民意向の把握	4
3 緑に関する課題の整理	6
3-1 緑の保全に関する課題	6
3-2 緑の創造に関する課題	6
3-3 緑の活用に関する課題	6
3-4 市民等との協働による緑のまちづくりに関する課題	6
第3章 緑の将来都市像と基本方針	7
1 緑の将来都市像と基本方針等の設定	7
1-1 緑の将来都市像の設定	7
1-2 緑のまちづくりプランの基本方針及び目標値の設定	8
2 施策体系	10
第4章 施策の展開	11
基本方針1 緑の保全 “美しい水と緑”を守り、大切にすまちづくりを推進します	11
基本方針2 緑の創造 “美しい水と緑”を広げるまちづくりを推進します	12
基本方針3 緑の活用 “美しい水と緑”を活かしたまちづくりを推進します	13
基本方針4 協働 協働による “美しい水と緑”のまちづくりを推進します	15
第5章 計画の推進	16
1 推進体制の構築	16
2 計画の進行管理	16
2-1 PDCA サイクルによる計画の進捗管理	16
2-2 計画の見直し	16

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

龍ケ崎市では、第1期都市計画マスタープランの部門別計画として、緑の総合的な指針を示した「龍ケ崎市緑のまちづくりプラン〈緑の基本計画〉」（以下「前計画」）を1999（平成11）年9月に策定し、緑化の推進を図るとともに、総合運動公園の整備等の施策に努めてまいりました。

その後、2015（平成27）年に計画期間が満了し、行動計画の役割を果たした前計画は、「第2期都市計画マスタープラン」に組み込みましたが、現在でも、都市の緑の総合的な指針としての役割を担っています。

しかしながら、前計画策定時から23年という年月が経過する中で、緑を取り巻く状況は大きく変化し、ここ数年においては、社会経済情勢の変化などを背景に、2017（平成29）年に都市緑地法、都市公園法等の緑に関連する法律が改正され、新たに緑の基本計画に定める事項として、「生産緑地の活用の方針」、都市の重要な緑である「都市公園の整備・管理の方針」、「民間活力を活用した公募設置管理制度（Park-PFI）※1の方針」などを定めることとなりました。

また、SDGs※2の理念を盛り込み、市民との協働を重視した本市の最上位計画となる「龍ケ崎みらい創造ビジョン for2030（2022（令和4）年12月）」が新たに策定されるなど、まちづくりにおける緑を取り巻く状況は、前計画策定時から大きく変化しています。

本市においては、都市公園法等の法律の改正以前から、都市の重要な緑である都市公園の整備を計画的に進めていますが、今後、人口減少が見込まれる中、都市公園の整備・管理については、市民・事業者・行政が「協働」で取り組むことを基本にした新たな方針を定め、必要なりニューアル等の方策を検討することが重要です。

そこで、本市にふさわしい緑のあるべき姿を効率的かつ効果的に推進し、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置を総合的かつ計画的に実施するため、『龍ケ崎市緑のまちづくりプラン〈第2次緑の基本計画〉』（以下「本計画」）を策定しました。

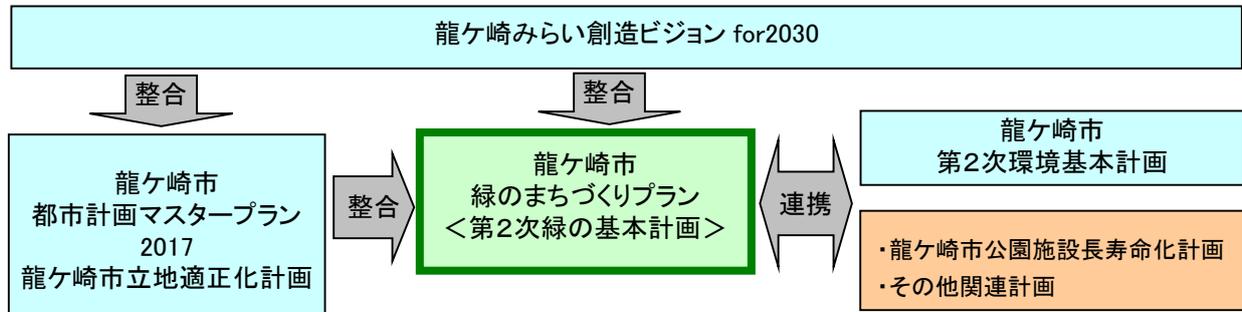
※1：2017（平成29）年の都市公園法改正により新たに設けられた都市公園における民間資金を活用した整備・管理手法。飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度のこと。



※2：SDGsとは、2015（平成27）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

2 計画の位置づけ

本計画は、都市緑地法第4条に規定する「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として定めるもので、「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」や「龍ヶ崎市都市計画マスタープラン2017（2017（平成29）年3月）」等との整合を図りながら、公共施設や民有地の緑化に関する方針等を定め、緑地の保全及び緑化の推進に向けた総合的な施策の展開を図るものです。



3 計画対象

(1) 計画対象範囲

計画対象範囲は、龍ヶ崎市全域とします。

(2) 計画期間

計画期間は、2023（令和5）年度～2032（令和14）年度の10年間とします。

(3) 対象とする緑の範囲

本計画で対象とする「緑」は、都市公園等として整備・管理されている「施設緑地」と土地利用の規制・誘導で確保される「地域制緑地等」からなる『緑地』とします。

4 見直しの視点

近年の緑に係る法改正等を踏まえ、本計画の見直しの視点を以下のとおりとします。

- 視点1** これまでの取り組みの検証と時代の潮流への対応
- 視点2** 公園の緑の保全と活用
- 視点3** 都市の緑としての農地の保全と有効活用
- 視点4** 市民・事業者・行政の協働・連携

近年の緑に係る主な法改正	
2004年 都市緑地保 全法の改正	「都市緑地保全法」は、「都市緑地法」に改められ、緑の基本計画の記載事項として、「都市公園の整備の方針に関すること」が位置づけられたことや、緑化地域制度等の創設により、緑化に関する施策の充実が図られました。これにより、「緑の基本計画」は、都市公園の整備を含めた「都市における緑地の保全と緑化の推進に関する総合的なマスタープラン」として位置づけられました。
2017年 都市緑地法 の改正	緑地の定義に「農地」が明記されたことや、緑の基本計画の記載事項として「都市公園の管理の方針に関すること」と「生産緑地内の緑の保全に関すること」が位置づけられました。

第2章 龍ヶ崎市の緑の現状と課題

1 本市の緑の現況

- ◆現在（2022（令和4）年度）の本市の緑地の総量は、3,976.39haで、市全域（7,859ha）に対し緑地構成比が50.6%、市街化区域（1,371.1ha）に対し8.7%となっています。
- ◆前計画（1999（平成11）年度）策定時と緑地構成比を比較すると、市全域では2.7%（212.21ha）の減少、市街化区域内では0.1%（1.31ha）の減少となっています。
- ◆本市の緑地をみると、減少してはいるものの、緑地構成比に大きな変化は見られず、特に市街化区域内においては、前計画（1999（平成11）年度）策定時とほぼ変化がない状況にあります。

〈緑地の現況〉

単位 ha

		前計画（1999年度）			現況（2022年度）			備考
		市街化区域 ①	市街化調整区域 ②	龍ヶ崎市全域 ③=①+②	市街化区域 ①	市街化調整区域 ②	龍ヶ崎市全域 ③=①+②	
施設緑地	都市公園	69.57	15.01	84.58	76.48	15.88	92.36	a、※1
	公共施設緑地	19.12	12.96	32.08	17.84	20.55	38.39	a、※2
	民間施設緑地	3.55	167.69	171.24	7.01	151.62	158.63	a、54箇所
	小計 i	92.24	195.66	287.90	101.33	188.05	289.38	
	施設・地域制緑地との重複 ii				9.60		9.60	
	施設緑地現況量（重複分を除く） iii = i - ii	92.24	195.66	287.90	91.73	188.05	279.78	
地域制緑地	生産緑地	7.9		7.9	6.8		6.8	a
	牛久沼近郊緑地保全区域		302.0	302.0		302.0	302.0	b 河川区域と重複
	農業振興地域・農用地区域		2,444.0	2,444.0		2,272.3	2,272.3	b
	河川区域	18.2	753.5	771.7	18.5	754.5	773.0	a
	保安林区域（防風保安林）		1.8	1.8		1.9	1.9	a, b 地域森林計画対象民有林と重複
	地域森林計画対象民有林		671.6	671.6		636.75	636.75	c
	中沼自然環境保全地域		1.2	1.2		1.16	1.16	b
	八代富士浅間緑地環境保全地域					2.30	2.30	b
	名勝・天然記念物	2.2	2.1	4.3	2.2	2.1	4.3	d
	小計 iv	28.3	4,176.2	4,204.5	27.5	3,973.01	4,000.51	
	施設・地域制緑地との重複 v		303.8	303.8		303.9	303.9	
地域制緑地現況量（重複分を除く） vi = iv - v	28.3	3,872.4	3,900.7	27.5	3,669.11	3,696.61		
緑地現況量 合計 vii = iii + vi	120.54	4,068.06	4,188.60	119.23	3,857.16	3,976.39		
全体区域面積 viii	1,366.0	6,453.0	7,819.0	1,371.1	6,487.9	7,859.0	e	
緑地構成比 ix = vii / viii	8.8%	63.0%	53.6%	8.7%	59.5%	50.6%		

- a : 令和2年度 都市計画基礎調査「様式 13-1-1 緑地現況調査」を基に作成
- b : 令和2年度 都市計画基礎調査「様式 4-5-1 法適用状況調査」を基に作成
- c : 霞ヶ浦地域森林計画書（霞ヶ浦森林計画区）令和3年 12 月 24 日を基に作成
- d : 天然記念物として4件指定されているが、指定年月日が平成11年度以前（前計画策定前）であることから、面積は変更なしとする。平成15年度に史跡として「馴馬城跡」が指定されているが地域森林計画対象民有林と重複
- e : 市街化区域は、令和2年度 都市計画基礎調査「様式 4-2-1 土地利用分類別面積・構成比総括調査」、龍ヶ崎市全域面積は、「令和3年版 統計りゅうがさき」

※1 : 龍ヶ岡公園 4.46ha 河川区域と重複

※2 : 龍ヶ崎市工業団地運動公園・西大塚川調節池 3.35ha、横田川運動公園・馴馬防災調節池 1.79ha 河川区域と重複

※ 龍ヶ崎市は全域が都市計画区域

※ 前計画の数値は平成9年1月1日時点の値

参考：都市公園等の緑地の現況（詳細）

		前計画（1999年度）				現況（2022年度）				備考	
		市街化区域		龍ヶ崎市全域		市街化区域		龍ヶ崎市全域			
		箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)		
都市公園	基幹公園	街区公園 ①	55	10.56	60	12.13	89	12.99	95	14.93	
		近隣公園 ②	7	14.62	8	15.17	8	16.28	9	16.83	
		地区公園 ③	3	36.56	3	36.56	3	24.93	3	24.93	
		運動公園 ④					1	11.80	1	11.80	※1
		計 ⑤=Σ①~⑤	65	61.74	71	63.86	101	66.01	108	68.48	
	特殊公園	風致公園 ⑥							1	0.53	
		都市緑地 ⑦	15	7.83	18	20.72	22	10.46	24	23.34	
	その他の都市公園	緑道 ⑧					1	0.01	1	0.01	
		計 ⑨=⑦+⑧	15	7.83	18	20.72	23	10.47	25	23.35	
	都市公園 計 ⑩=⑤+⑨		80	69.57	89	84.58	124	76.48	134	92.36	
公共施設緑地 ⑪			19.12		32.08	11	17.84	19	38.39		
都市公園等 合計 ⑫=⑩+⑪			88.69		116.66	135	94.32	153	130.75		
令和2年国勢調査人口(人) ⑬			51,344		72,179		62,844		76,420		
人口一人当たりの面積 (㎡/人)	都市公園 ⑭=⑩/⑬		13.55		11.72		12.17		12.09		
	都市公園等 ⑮=⑫/⑬		17.27		16.16		15.01		17.11		

出典：令和2年度 都市計画基礎調査 様式 13-1-1 緑地現況調査、令和2年国勢調査を基に作成

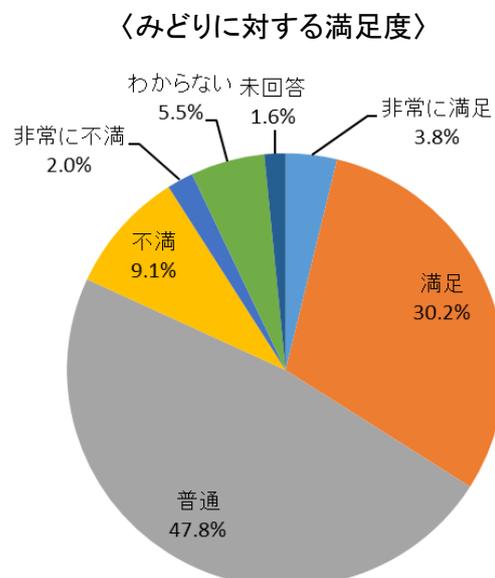
※1 : 運動公園の一部は市街化調整区域に整備されているが、大半は市街化区域内のため、市街化区域内に記載

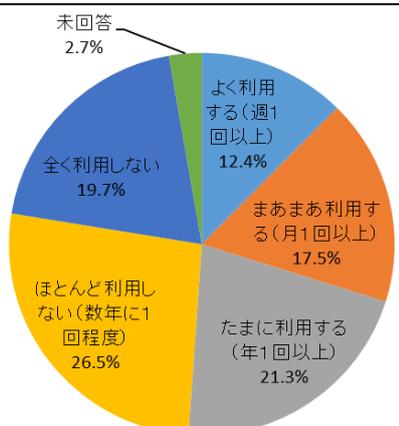
※ 前計画の数値は平成9年1月1日時点の値

2 市民意向の把握

本市では、2021（令和3）年度に、市民（2,000人）を対象とした緑に関する市民アンケート調査を実施しています。市民アンケート調査は、大きく分けて「龍ヶ崎市のみどりについて」、「龍ヶ崎市の公園について」、「みどりとの関わりについて」といった3項目で、回収率は38.4%でした。

以下に、調査結果を抜粋します。



調査項目		調査結果概要														
龍ヶ崎市のみどりについて	みどりに対する満足度	「非常に満足」と「満足」で約 34%、「不満」と「非常に不満」で約 11%でした。「普通」の評価が約 48%ですが、全体としては、概ねみどりに対して満足している傾向がみられます。														
	印象的（お気に入り）なみどり※1	「龍ヶ岡公園などの大規模公園のみどり」、「森林公園などの林地のみどり」、「田畑などの農地のみどり」が上位 3 位までを占め、ある程度まとまったみどりが印象的（お気に入り）に感じているようです。														
	今後、増やす・守るべきみどり※1	「龍ヶ岡公園などの大規模公園のみどり」、「まちなかの身近な公園のみどり」が 260 件と同数にて、一番多い回答となりました。3 番目には「牛久沼などの河川の水辺のみどり」、4 番目には「街路樹などの道路沿いのみどり」、5 番目には「森林公園などの林地のみどり」といった結果となりました。様々な種類のみどりについて、今後、増やす・守るべきとの回答がありました。														
龍ヶ崎市の公園について	公園の利用頻度	<p>「たまに利用する（年 1 回以上）」、「ほとんど利用しない（数年に 1 回程度）」、「全く利用しない」といった、月 1 回以下の利用頻度は 7 割弱を占めました。利用頻度が低い状況にあるようです。</p>  <table border="1"> <caption>公園の利用頻度</caption> <thead> <tr> <th>利用頻度</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未回答</td> <td>2.7%</td> </tr> <tr> <td>よく利用する(週1回以上)</td> <td>12.4%</td> </tr> <tr> <td>まあまあ利用する(月1回以上)</td> <td>17.5%</td> </tr> <tr> <td>たまに利用する(年1回以上)</td> <td>21.3%</td> </tr> <tr> <td>ほとんど利用しない(数年に1回程度)</td> <td>26.5%</td> </tr> <tr> <td>全く利用しない</td> <td>19.7%</td> </tr> </tbody> </table>	利用頻度	割合	未回答	2.7%	よく利用する(週1回以上)	12.4%	まあまあ利用する(月1回以上)	17.5%	たまに利用する(年1回以上)	21.3%	ほとんど利用しない(数年に1回程度)	26.5%	全く利用しない	19.7%
	利用頻度	割合														
	未回答	2.7%														
	よく利用する(週1回以上)	12.4%														
	まあまあ利用する(月1回以上)	17.5%														
たまに利用する(年1回以上)	21.3%															
ほとんど利用しない(数年に1回程度)	26.5%															
全く利用しない	19.7%															
利用しない理由	「公園でやりたいことが特にないから」といった回答が目立ちました。「子どもが大きくなったから」という回答も多く、公園利用の一つに、子どもの遊び場であることが分かります。															
普段の公園の利用方法	「散歩やジョギングなどの健康づくり」といった回答が多く、公園が利用者にとって、日々の健康維持や健康増進に欠かせない場所であることが分かります。															
公園について不満に思うこと※1	「樹木や雑草が適切に管理されていない」という回答が一番多くあり、管理の難しさを感じる結果となりました。一方で、「特に不満はない」という結果も多くありました。															
みどりに関する活動※2	「自宅での植木や草花、生垣などの植栽」、次いで「公園や緑地の清掃活動」、「道路の清掃活動」が多い結果となりました。みどりに関する活動については、日常生活で取り入れやすい活動をしている方が多いようです。															
みどりに関する活動について	みどりに関する活動への参加度	「参加している」と「参加していないが、今後参加してみたい」で約 25%を占めました。また、「わからない」が約 36%あり、今後の参加者増に向けては、活動の内容企画・周知方法等の工夫が求められます。														
	必要と考える行政からの支援※1	「公園の清掃や、植栽の管理などの活動に必要な資材、報償金の提供」が一番多く、次いで、「公園の清掃や、植栽の管理などの活動場所の確保」、「みどりに関する活動を広く周知するためのPR（ホームページ、パンフレットなど）」、「みどりに関する活動への金銭的な助成」という結果となりました。みどりに関する活動において、必須項目である資金、場所、広報に特化した結果となりました。														
	みどりに関する活動に対する認知度	みどりに関する活動（公共施設里親制度）については、87%の方が「知らない」と回答しました。制度周知等、今後の対応策が必要だと考えられます。														

※1：3 件までの複数回答、※2：当てはまるもの全て選択の複数回答

3 緑に関する課題の整理

本市の緑の現況、上位関連計画等の位置づけ、市民意向、本市の緑に係る施策の取り組み状況等を踏まえ、本市の緑に関する課題を整理します。

3-1 緑の保全に関する課題

- (1) 本市の骨格をなす樹林地・河川等の緑の保全
- (2) 一団に広がる優良農地の保全
- (3) 市街地における身近な緑の保全
 - ① 都市公園等の緑の適正な維持管理
 - ② 市街化区域内の農地（生産緑地）の保全
 - ③ 街路樹の適正な維持管理
 - ④ 名木等の保全

3-2 緑の創造に関する課題

- (1) 身近な公園の整備
- (2) 公共施設等の緑化の推進
 - ① 公共施設等の緑化の推進
 - ② 沿道緑化の推進
- (3) 私有地の緑化の推進
- (4) 水と緑のネットワーク化の推進

3-3 緑の活用に関する課題

- (1) 既存公園の魅力の向上
 - ① 既存公園のリニューアルによる魅力の向上
 - ② 官民連携による公園の魅力の向上
- (2) 防災機能としての緑の活用
- (3) 農業とのふれあいの場としての農地の活用
- (4) 地域資源としての緑の有効活用

3-4 市民等との協働による緑のまちづくりに関する課題

- (1) 市民、事業者等との協働による取り組みの推進
- (2) 緑の学習機会の拡充
- (3) 緑に係る情報提供の強化
- (4) 庁内及び関係機関等との連携強化
 - ① 庁内連携の継続
 - ② 関係機関等との連携強化

第3章 緑の将来都市像と基本方針

1 緑の将来都市像と基本方針等の設定

1-1 緑の将来都市像の設定

(1) 緑のまちづくりの基本理念

- ◆本市の最上位計画である「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」を踏まえ、「協働」による緑への取り組み、市民等との意見交換等による「信頼・納得性」からの緑に対する愛着、時代の変化に対応した「住みよさ」の実現を念頭に、本計画における「緑のまちづくり」の基本理念を、以下のとおりとします。

緑のまちづくりの基本理念
<p>★市民・事業者・行政が「協働」で取り組む緑のまちづくり 緑の重要性について、市民等の意識の醸成を図るとともに、市民・事業者・行政の協働による緑の保全・創造・活用に係る取り組みを推進します。</p> <p>★市民に長く愛され、誰もが住みやすいと感じる緑のまちづくり うるおいある生活環境、地域住民の意向等を踏まえた既存公園の魅力の向上、人口減少・ニーズの多様化等の時代の変化への対応など、「市民等の愛着」や「住みやすさ」を追求した緑のまちづくりを推進します。</p>

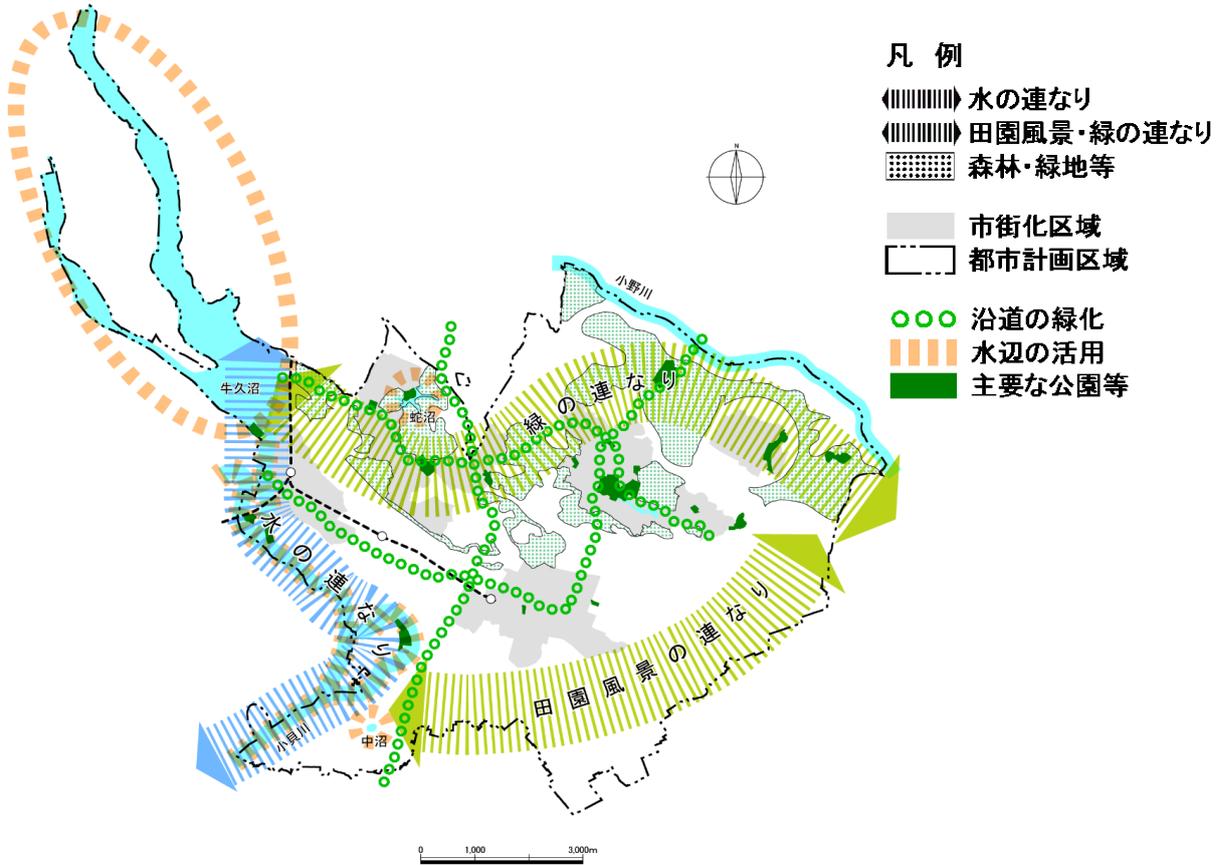
(2) 緑の将来都市像の設定

- ◆緑のまちづくりの基本理念及び上位関連計画等を踏まえ、本計画においては、緑の将来都市像を、以下のとおり設定します。

緑の将来都市像
<p style="text-align: center;">“美しい水と緑”の^{しきさい}四季彩都市・龍ヶ崎</p> <p>★「“美しい水と緑”」とは、本市の緑を総称し、以下を実現していくこと表現しています。</p> <p>緑の保全：牛久沼や小貝川等の水辺空間、台地部の平地林や段丘の斜面緑地、広大な水田地域などの「本市を代表する緑」や「まちなかの身近な緑」など、<u>既存の緑を守り・大切にしていくこと</u></p> <p>緑の創造：公共施設・住宅地・事業所等における緑化、計画的な沿道緑化・公園整備などにより、<u>新たな緑を広げ、緑豊かな住みよい環境を創造していくこと</u></p> <p>緑の活用：緑のもつ多面的機能を活かし、市民の憩いの場・防災機能などとして本市の緑を有効活用し、<u>市民生活を、より安全で豊かにしていくこと</u></p> <p>協働：<u>市民・事業者・行政の協働による緑の保全・創造・活用を推進すること</u></p> <p>★「四季彩都市」とは “美しい水と緑”が、市民・事業者・行政との協働により実現される中で、市民の日常的な暮らしや産業経済活動といった都市活動が四季折々の風情に彩られ、ひいては、市民をはじめとして、来訪者や観光客等がやすらぎを感じることが出来る都市の形成をめざします。</p>

※本計画においては、基本的に、これまでの緑の将来都市像を継承することとし、“美しい水と緑”の表現等において、部分的に見直しを行っています。

■「“美しい水と緑”の四季(しき)彩(さい)都市・龍ヶ崎」の空間像



1-2 緑のまちづくりプランの基本方針及び目標値の設定

緑の将来都市像を実現していくため、4つの基本方針を設定します。

基本方針1 緑の保全 “美しい水と緑”を守り、大切にすまちづくりを推進します

- ◆牛久沼や小貝川等の水辺空間、台地部の平地林や段丘の斜面緑地、低地部に広がる田園などは、本市を代表する緑となっています。
- ◆また、市街地においては、公園・街路樹等が身近な緑となっているほか、市街地の貴重な緑として農地（生産緑地）なども残されています。
- ◆これらの既存の緑は、市民等の暮らしにおいて、良好な生活環境を提供する基盤となっており、一度、消失すると、再生するには、長い年月を要する貴重な資源です。
- ◆このため、今後とも、既存の緑の保全を図り、後世へ継承していくため、「“美しい水と緑”を守り、大切にすまちづくり」を推進します。

■数値目標

指標	現時点（2022年度）	目標値（2032年度）
樹林地の面積（森林整備計画対象民有林）	636.75ha	現状維持
優良農地の面積（農振農用地）	2,284.3ha	現状維持
耕作放棄地の解消	40ha	32ha
水辺清掃イベント等の参加者数*	2,456人	2,580人
都市公園及び公共施設緑地面積	130.7ha	131.6ha

※現時点（2022年度）の数値は2023（令和5）年3月末の推計値を計上

基本方針2 緑の創造 “美しい水と緑”を広げるまちづくりを推進します

- ◆本市においては、土地区画整理事業などにより、計画的な公園整備や街路樹等を設置した道路整備が進められたほか、地区計画等の導入などにより、市街地部の身近な緑の拡充などが図られてきました。
- ◆住みよい、快適な生活環境を保つ上で重要な役割を担っている公共施設等の緑化、住宅や事業所等における緑化については、今後も地区計画等の制度の適切な運用等を図り、身近な緑の拡大・質の向上に努めます。
- ◆また、街路樹等による沿道緑化、公園の整備、水と緑のネットワーク化等については、将来的な人口減少、市民ニーズ等を踏まえながら計画的な整備等を進め、「“美しい水と緑”を広げるまちづくり」を推進します。

■数値目標

指標	現時点（2022年度）	目標値（2032年度）
散策路等整備距離（新規）	—	20 km

基本方針3 緑の活用 “美しい水と緑”を活かしたまちづくりを推進します

- ◆本市の緑のもつ多面的機能を活かし、市民等の憩いや自然・農業とのふれあいの場としての活用、防災機能の強化などを図り、市民生活をより安全で豊かにします。
- ◆具体的には、公園のリニューアルによる魅力の向上、避難場所としての公園等の活用、市民農園等としての農地の活用、地域資源・観光資源として牛久沼などの活用を図り、「“美しい水と緑”を活かしたまちづくり」を推進します。

■数値目標

指標	現時点（2022年度）	目標値（2032年度）
公園リニューアル実施数	—	1箇所
農業体験の参加者数*	647人	680人

※現時点（2022年度）の数値は2023（令和5）年3月末の推計値を計上

基本方針4 協働 協働による“美しい水と緑”のまちづくりを推進します

- ◆本市の緑を守り、育てていくためには、市民・事業者・行政の協働による取り組みが不可欠であり、協働による取り組みを進めていくためには、市民・事業者等に対する緑に係る啓発を推進し、緑の重要性などに対する意識の向上が必要です。
- ◆このため、緑に係る情報提供の強化、緑の学習機会の拡充、市民等との協働による取り組みの継続、公園等の維持管理や樹林地・水辺等の保全活動を行う市民・団体等への支援の拡充、各主体との連携体制の強化などを図り、「協働による“美しい水と緑”のまちづくり」を推進します。

■数値目標

指標	現時点（2022年度）	目標値（2032年度）
情報発信回数	2回/年	4回/年
龍ヶ崎市アダプトプログラム（公共施設里親制度）登録団体数	91団体	100団体
こども環境教室等の参加者数	174人	190人

2 施策体系

緑の将来都市像及び基本方針を踏まえ、本計画の施策体系は、以下のとおりとします。

緑の将来都市像	基本方針	施策	具体的な取り組み
“美しい水と緑”の四季彩都市・龍ヶ崎	基本方針1 緑の保全 “美しい水と緑”を守り、大切にすまちづくりを推進します	施策1 本市の骨格をなす樹林地・河川等の保全	(1) 森林整備計画に基づく樹林地の保全 (2) 水質改善、水量確保等による水辺環境の保全 (3) 法規制等による保全
		施策2 一団に広がる優良農地の保全	(1) 農業振興による農地の保全 (2) 農業基盤整備の推進 (3) 法規制等による農地の保全 (4) 耕作放棄地等の解消
		施策3 市街地における身近な緑の保全	(1) 都市公園等の適正な維持管理 (2) 市街化区域内の農地（生産緑地等）の保全 (3) 街路樹等の適正な維持管理 (4) 名木等の保全
	基本方針2 緑の創造 “美しい水と緑”を広げるまちづくりを推進します	施策4 新たな公園等の整備	(1) 市民ニーズ等を踏まえた新たな公園・公共施設緑地の整備などの検討
		施策5 公共施設等の緑化の推進	(1) 公共施設等の緑化の推進 (2) 街路樹等による計画的な沿道緑化の推進
		施策6 民有地の緑化の推進	(1) 住宅地における緑化などの推進 (2) 事業所等における緑化などの推進 (3) 農村集落等における緑化などの推進 (4) 緑化重点地区等の検討
		施策7 水と緑のネットワーク化の推進	(1) 拠点となる公園・水辺等を結ぶ道路の沿道緑化・散策路の整備 (2) 河川等の水辺の緑化 (3) 牛久沼の水辺交流拠点の整備
	基本方針3 緑の活用 “美しい水と緑”を活かしたまちづくりを推進します	施策8 既存公園の魅力の向上	(1) 既存公園のリニューアルによる魅力の向上 (2) 官民連携による公園の整備・管理運営の検討
		施策9 防災機能としての緑の活用	(1) 避難場所等として指定されている公園の防災機能の維持・拡充 (2) 避難路等として指定されている道路の防災機能の維持・拡充 (3) 新たな避難場所・避難路等としての公園・道路・緑地等の活用の検討
		施策10 農業体験の場等としての農地の活用	(1) 既存の市民農園等の有効活用の推進 (2) 生産緑地の有効活用の検討
		施策11 地域資源としての緑の活用	(1) 「てくてくロード（健康の散歩道）」等における緑の活用促進 (2) 牛久沼の活用促進 (3) 景観資源としての緑の活用
	基本方針4 協働 協働による“美しい水と緑”のまちづくりを推進します	施策12 協働による緑のまちづくりの普及・啓発	(1) 緑に係る情報提供の強化 (2) 緑の学習機会の拡充 (3) 市民等との協働による取り組みの推進 (4) 龍ヶ崎市アダプトプログラム（公共施設里親制度）の拡充
		施策13 緑のまちづくり推進体制の構築	(1) 庁内連携の推進 (2) 関係機関等との連携の強化

第4章 施策の展開

基本方針1 緑の保全 “美しい水と緑”を守り、大切にまちづくりを推進します

施策1 本市の骨格をなす樹林地・河川等の保全

- ◆山間部を持たない本市において、台地部の平地林や段丘の斜面緑地、牛久沼や小貝川などの水辺の緑地は、本市の骨格をなす貴重な緑です。
- ◆今後とも、関連計画等と整合を図りながら、樹林地や河川等の水辺環境の保全を図るとともに、樹林地や水辺の緑地などがもつ公益的機能の重要性に対する市民・事業者等の意識の醸成を図り、市民等との協働による保全を推進します。

具体的な取り組み	
(1) 森林整備計画に基づく樹林地の保全	(3) 法規制等による保全
(2) 水質改善、水量確保等による水辺環境の保全	

施策2 一団に広がる優良農地の保全

- ◆本市の南部に広がる一団の農地は、古くから都市部等への食糧供給の役割を担うとともに、市民生活においては、良好な生活環境の基盤であり、四季折々に多彩な姿を楽しむことのできる本市の原風景ともなっています。
- ◆また、農地は、農作物を生産する場としての機能のほか、雨水の涵養・貯留などの多様な機能を有しており、近年は、気候変動の影響などにより、農地の有する機能の重要性が高まっています。
- ◆今後は、農業活動を支える基盤として、また、良好な生活環境の維持や景観資源として、農業振興による営農の継続、法規制等による無秩序な開発の抑制などを図り、一団に広がる優良農地の保全を推進します。

具体的な取り組み	
(1) 農業振興による農地の保全	(3) 法規制等による農地の保全
(2) 農業基盤整備の推進	(4) 耕作放棄地等の解消

施策3 市街地における身近な緑の保全

- ◆市街地における身近な緑としては、公園、市街地内に残された農地（生産緑地等）、街路樹等があげられます。
- ◆公園等の緑は、市民に最も身近な緑となることから、市民等との協働による適正な維持管理に努め、保全を図ります。
- ◆また、市街地に残された農地（生産緑地等）については、減少傾向にあることから、市街地内に残された貴重な緑として保全に努めます。
- ◆街路樹等については、緑豊かな市街地を形成していることから、適正管理に努めます。

具体的な取り組み	
(1) 都市公園等の適正な維持管理	(3) 街路樹等の適正な維持管理
(2) 市街化区域内の農地（生産緑地等）の保全	(4) 名木等の保全

基本方針2 緑の創造 “美しい水と緑”を広げるまちづくりを推進します

施策4 新たな公園等の整備

- ◆現在の本市の都市公園の人口一人当たりの面積は12.09㎡と、全国・茨城県と比較しても高い水準にあります。
 - ◆今後は、本市においても、人口減少が予測されていることなどを踏まえ、公共施設の縮充※等を図る必要があることから、既存の都市公園の適正な維持管理、有効活用などを基本とし、新たな公園等の必要性が生じた場合に、公園・公共施設緑地の整備を検討します。
- ※公共施設の縮充：公共施設の面積や施設コストを縮小・削減しつつも、施設機能は充実させていくこと

具体的な取り組み

- (1) 市民ニーズ等を踏まえた新たな公園・公共施設緑地の整備などの検討

施策5 公共施設等の緑化の推進

- ◆現在、本市が所管している公共施設等の大半において、施設緑化に取り組んでいるほか、主要な幹線道路には、街路樹や植栽等が整備されています。
- ◆市民・事業者等に対する率先した行動として、今後とも、公共施設等の緑化を推進していくとともに、必要に応じて街路樹等による沿道緑化を推進します。

具体的な取り組み

- (1) 公共施設等の緑化の推進 (2) 街路樹等による計画的な沿道緑化の推進

施策6 民有地の緑化の推進

- ◆本市においては、地区計画や建築協定制度、工場立地法等により住宅地や事業所等の民有地における緑化を進めています。
- ◆今後は、現在の制度などによる取り組みを継続していくとともに、市民・事業者等への身近な緑の創出の必要性についての啓発などを強化し、民有地における緑化を推進します。

具体的な取り組み

- (1) 住宅地における緑化などの推進 (3) 農村集落等における緑化などの推進
(2) 事業所等における緑化などの推進 (4) 緑化重点地区等の検討

施策7 水と緑のネットワーク化の推進

- ◆水や緑は、そのまとまりや、つながりによる面的な広がりを形成することで、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全、延焼遮断としての防災機能の向上、良好な景観の形成、散歩やサイクリングを楽しめる空間の形成など、住みやすく快適な環境の創出が期待できます。
- ◆今後は、上位関連計画等との整合などを図りながら、牛久沼などの水辺と、緑の拠点となる公園等の緑の連続性の確保などに努め、水と緑のネットワーク化を推進します。

具体的な取り組み

- (1) 拠点となる公園・水辺等を結ぶ道路の沿道緑化・散策路の整備
(2) 河川等の水辺の緑化 (3) 牛久沼の水辺交流拠点の整備

施策8 既存公園の魅力の向上

- ◆本市においては、龍ヶ岡公園、北竜台公園、龍ヶ崎市森林公園などの特色のある大規模な公園から、市民等にとって最も身近な公園となる街区公園まで、数多くの公園が整備されていますが、市民アンケート調査においては、公園の利用頻度が低い状況にあります。
- ◆今後は、現在の公園のリニューアルを計画的に実施し、市民等が「利用したい・行ってみたい」と思うような公園として魅力の向上を図ります。
- ◆特に、大規模な公園については、利用者ニーズとあわせ、それぞれの公園の特徴を活かしたリニューアルを検討するとともに、民間活力を活用した管理運営手法等の検討を行い、本市のにぎわいを創出する観光交流拠点としての活用を推進します。

具体的な取り組み
(1) 既存公園のリニューアルによる魅力の向上 ※大規模で特色ある3公園のリニューアル方針については、下記参照 (2) 官民連携による公園の整備・管理運営の検討

■大規模で特色ある3公園のリニューアル方針

	リニューアル方針	
龍ヶ岡公園（地区公園）	<ul style="list-style-type: none"> ◆本市のランドマークとなる「たつのこやま」があり、隣接する施設と一体的に憩い・遊び・スポーツ・自然散策などを楽しむことのできる本市の一大スポットともなっていることから、観光交流拠点として整備を推進します。 ◆特に、本公園においては、本市のランドマークとなる「たつのこやま」、大型遊具（まいりゅうのしっぽ）、広い芝生広場、野外ステージ（たつのこステージ）が整備されていることから、市外からの利用も含めた交流・憩い・遊びの空間としての活用を促進します。 ◆地域イベントをはじめ、市民との協働による「たつのこやま」の美観づくり、隣接する施設と連続したウォーキングやジョギング空間の創出、遊具の拡充など、様々なレクリエーションが楽しめる環境の整備を進めます。 ◆リニューアルの際は、市民ニーズ等への対応を図るとともに、官民連携事業も視野に入れ、民間のノウハウなどを活かした公園の魅力の向上を検討します。 	
北竜台公園（地区公園）	<ul style="list-style-type: none"> ◆四季を通して様々な顔を見せる自然豊かな本公園は、本市の観光交流拠点として整備を推進し、市外からの利用も含めた自然観賞・交流・憩い空間としての活用を促進します。 ◆来園者に潤いと安らぎをもたらす自然資源などの適正な保全管理などに努めます。 ◆リニューアルの際は、市民ニーズ等への対応を図るとともに、官民連携事業も視野に入れ、民間のノウハウなどを活かした公園の魅力の向上を検討します。 	

リニューアル方針	
龍ヶ崎市 森林公園 (都市緑地)	<p>◆市内外に誇る豊かな自然樹林を活かし、市外からの利用も含めたアウトドアを楽しむことのできる観光交流拠点としての整備を推進します。</p> <p>◆近年は、新型コロナウイルスの影響からアウトドアに対する注目度が高まっていることから、老朽化しているキャンプ場などの施設の再整備とあわせ、従来のキャンプやバーベキューが手ぶらで気軽に楽しむことができるなど、日帰りから宿泊まで多様な選択ができるアウトドアの環境を整備します。</p> <p>◆親子づれが1日、自然を満喫し、のびのびと遊ぶことができるよう、アスレチック施設などの充実を図ります。</p> <p>◆森林公園の緑は、市民にとって、本市の印象的（お気に入り）な緑の代表ともなっており、本公園の要となる自然樹林などについては、適正な保全管理に努めます。</p> <p>◆リニューアルの際は、市民ニーズ等への対応を図るとともに、官民連携事業も視野に入れ、民間のノウハウなどを活かした公園の魅力の向上を検討します。</p>



施策9 防災機能としての緑の活用

- ◆現在、既存の公園や延焼遮断帯となる街路樹等が整備された道路等は、災害発生時の避難場所や市民等の避難路、救援活動を行う際の交通・輸送路等として活用されています。
- ◆今後とも、公園や街路樹等の緑の有する防災機能の有効活用を図ります。

具体的な取り組み
(1) 避難場所等として指定されている公園の防災機能の維持・拡充 (2) 避難路等として指定されている道路の防災機能の維持・拡充 (3) 新たな避難場所・避難路等としての公園・道路・緑地等の活用の検討

施策10 農業体験の場等としての農地の活用

- ◆市内には、公設公営の市民農園が板橋町と貝原塚町の2箇所整備されており、市民等が身近な自然に親しみ、農業体験ができる場として、農地が活用されています。また、学校教育においては、学校農園や農業体験を実施しています。
- ◆今後とも、農業とのふれあいの場として、既存農地等の有効活用を推進します。

具体的な取り組み
(1) 既存の市民農園等の有効活用の推進 (2) 生産緑地の有効活用の検討

施策 11 地域資源としての緑の活用

- ◆本市においては、コミュニティセンターの対象区域ごとに、本市の歴史・文化・史跡そして自然などに触れながら楽しむことのできる散策コース「てくてくロード（健康の散歩道）」を設定し、として、市民等の健康増進に活用しています。
- ◆各コースにおいては、歴史・文化的資源（天然記念物・名木等）、田園風景、水辺、公園などの緑に係る資源も数多くとりあげられているほか、牛久沼などは本市を代表する観光資源ともなっています。
- ◆今後とも、地域資源としての緑の活用を図り、市民の憩いの場・健康増進の場・観光振興の場等としての活用を促進します。

具体的な取り組み	
(1) 「てくてくロード（健康の散歩道）」等における緑の活用促進	(3) 景観資源としての緑の活用
(2) 牛久沼の活用促進	

基本方針4 協働 協働による“美しい水と緑”のまちづくりを推進します

施策 12 協働による緑のまちづくりの普及・啓発

- ◆協働による緑のまちづくりを推進していくためには、市民等の緑に係る意識の醸成が必要不可欠です。
- ◆今後は、市民等の緑に係る意識の醸成を図るため、市民等への情報提供の強化や緑の学習機会の拡充などによる緑に係る取り組みの普及・啓発を推進し、市民・事業者・行政の協働による「緑のまちづくり」を展開します。

具体的な取り組み	
(1) 緑に係る情報提供の強化	(3) 市民等との協働による取り組みの推進
(2) 緑の学習機会の拡充	(4) 龍ヶ崎市アダプトプログラム（公共施設里親制度）の拡充

施策 13 緑のまちづくり推進体制の構築

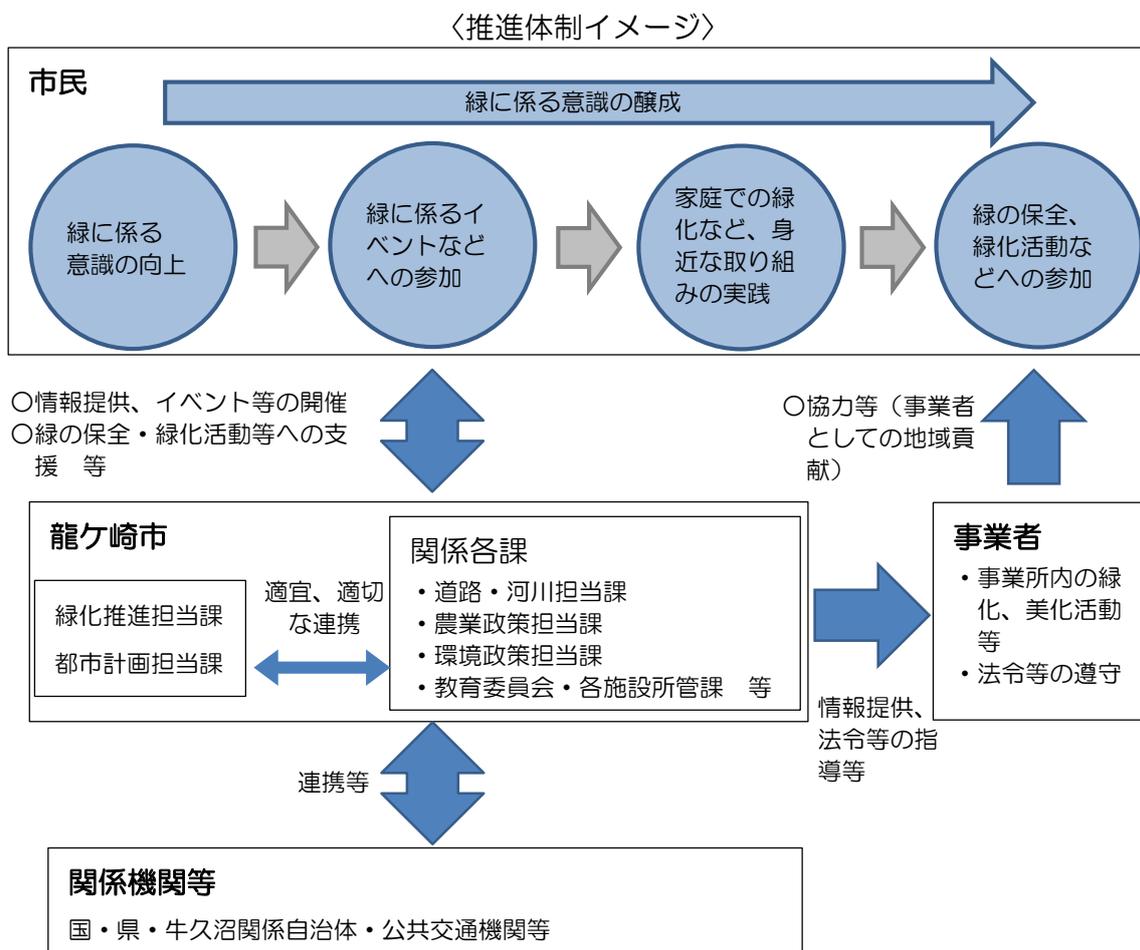
- ◆近年、地球温暖化の緩和・適応に係る取り組みが重要視されるなか、緑に対する重要性も高まっていることから、庁内においては、必要に応じ、適切な連携を推進します。
- ◆広域的な連携が必要となる場合には、関係自治体や関係機関等との連携を強化します。

具体的な取り組み	
(1) 庁内連携の推進	(2) 関係機関等との連携の強化

第5章 計画の推進

1 推進体制の構築

- ◆本計画を、より実効性のあるものにするために、市民や事業者等が、自発的に緑に係る取り組みを推進できる仕組みを構築し、市民・事業者・行政との協働による「緑のまちづくり」を推進します。



2 計画の進行管理

2-1 PDCA サイクルによる計画の進捗管理

- ◆本計画の実効性を確保していくために、「計画策定：Plan」～「実行：Do」～「取り組み内容の評価：Check」～「見直し：Action」のPDCA サイクルの仕組みを用い、継続的改善を促します。

2-2 計画の見直し

- ◆本計画で掲げる施策などは、着実に推進しますが、本計画の中間年度や社会情勢に大きな変化が生じた場合などには、適宜、計画の見直しを行います。

龍ヶ崎市緑のまちづくりプラン
〈第2次緑の基本計画〉
(概要版)

2023(令和5)年3月

発行 龍ヶ崎市
編集 都市整備部 都市施設課
郵便番号 〒301-8611
住所 茨城県龍ヶ崎市 3710 番地
電話 0297-64-1111(代表)
E-mail toshishisetsu@city.ryugasaki.lg.jp

